

細 則 抜 粋

(目的)

第1条 本細則は専門学校 埼玉自動車大学校学則に基づき、教育実施に必要な事項を定める。

(修業年限等・・・・学則 第4条)

第2条 修業年限は次のとおりとする。

1. 一級自動車整備科の修業年限は4ケ年とし、学科実習の履修時間の合計は3,400時間以上とする。ただし、資格を受験する者は、自動車整備士養成施設の指定等の基準(以下、「自動車整備士養成施設指定基準」という)以上の時間を履修していること。
なお、1時間(限)は50分とする。
2. 2年制一級自動車整備科の修業年限は2ケ年とし、学科実習の履修時間の合計は1,600時間以上とする。ただし、資格を受験する者は、自動車整備士養成施設指定基準の時間以上を履修していること。
なお、1時間(限)は50分とする。
3. 二級自動車整備科の修業年限は2ケ年とし、学科実習の履修時間の合計は1,700時間以上とする。
ただし、其々の資格を受験する者は、自動車整備士養成施設指定基準の時間以上を履修していること。
なお、1時間(限)は50分とする。
4. 総合車体整備科の修業年限は2ケ年とし、学科実習の履修時間の合計は1,600時間以上とする。ただし、資格を受験する者は、自動車整備士養成施設指定基準の時間以上を履修していること。
なお、1時間(限)は50分とする。
5. カスタムボディ科及び自動車車体整備科の修業年限は1ケ年とし、自動車整備士養成施設指定基準の時間以上を履修していること。
なお、1時間(限)は50分とする。

(休学・復学・・・・学則 第13条、第14条)

第7条 病気、その他やむを得ない理由により引続き1ヶ月、またそれ以上の欠席を要すると認められる者が休学を願い出た場合は、1年以内に限り休学を許可することができる。

1. 校長は教育上必要を認めた時は、1年以内に限り休学を命ずることができる。
2. 休学者の復学期は翌期生とし、2月末日までに願書を提出し許可を得て手続きを済ませる。

(課程修了の認定・・・・学則 第19条)

第9条 本校学生は全科目を履修し、かつ試験に合格しなければならない。

(試験)

第10条 試験の種類は次のとおりとする。

- (1) 教程末試験・・・教科ごとに定められた学科、実習の終了時に行う試験をいう。
- (2) 学期末試験・・・1、2学期終了時毎に実施する試験をいう。
- (3) 修了試験・・・修了年限を通じて履修科目について、その効果を評価する試験をいう。
- (4) 追試験・・・各試験において病気など、やむを得ない事情により試験を受けることができなかった者に対して行う試験をいう。
- (5) 再試験・・・各試験において不合格の科目のある者に対して行う試験をいう。
- (6) 特別試験・・・各再試験において不合格の科目のある者に対して行う試験をいう。

上記の規定にかかわらず、学期の中間において試験を行うことができる。

第11条 各学期の評価2以上となる科目は合格とし、単位を認定する。

第12条 称号証書は次のとおりとする。

- 1. 一級自動車整備科において、細則第10条及び第11条の規定により全科目の単位を認定され、3,400時間以上履修した者には、高度専門士の称号証書を授与する。
 - 2. 二級自動車整備科において、細則第10条及び第11条の規定により全科目の単位を認定され、1,700時間以上履修した者には、専門士の称号証書を授与する。
- ただし、一級自動車整備科3年に転科する者は、これに該当しない。

第13条 規定の履修時間に不足する者については、特別授業時間を組み、補講によって補わせることがある。

補講は正規の授業が終了したのち、及び休業期間中に行う。

(評価、進級、卒業認定等)

第15条 単位認定、卒業認定は次のとおりとする。

1. 成績の評価

(1) 成績は下記項目の総合評価とする。

- (イ) 日常学習状況
- (ロ) 課題学習報告(レポート、作品等)
- (ハ) 試験(一斉試験、随時試験)
- (ニ) 出席状況

(2) 前号(1)にあげた評価の総合は次のとおりとする。

100点	80%	教程末・学期末などの試験。 ただし試験評価できない教科については、これに準ずるものとする。
	20%	レポート・出席状況・学習状況等、多くの資料に基づいて評価する。

(3) 成績の評価は下記のとおりとする。

評価	5	4	3	2	1
点数	100～90	89～75	74～65	64～50	49～0

(4) 各学期成績一覧表には評価点（100点満点）と評価（5段階）で記入する。

(5) 指導要録に記入する場合は、各学期の評価の平均を記入する。

2. 単位認定

(1) 単位修得の認定は、科目ごと原則として90%以上の出席とする。

(2) 5段階評価で「2」以上は、この単位を認定し、「1」は不認定とする。

(3) 単位の認定は、教科・科目の担当者が行い、最終認定は校長が行う。

(4) 認定できない者については、進級・卒業判定会議の審議を経て校長が評価する。

3. 進級・卒業の認定

(1) 進級・卒業の判定は、学年末の進級・卒業判定会議で審議し、その結果に基づいて校長がこれを認定する。

(2) 卒業判定については、各試験に合格し、履修時数・教科、すべてを満たした者に限り卒業を認める。

(3) 時間数不足者は補講により科目授業を補い、試験に合格したときは、進級の認定を行うことができる。

(4) 一級自動車整備科の学生が3年次に進級する場合、二級ガソリン、二級ジーゼル自動車整備士の両資格を取得していること。
ただし、一級自動車整備士資格を受験しないものは、この限りではない。

(5) 一級自動車整備科から二級自動車整備科に転科した者は二級自動車整備科の規定を満たしていること。

4. 修了者の認定

(1) 一級自動車整備科の学生が各試験に合格し、自動車整備士一種養成施設指定基準の履修時間数（3,600時間）を満たした場合、その課程の修了証書を授与する。

(2) 2年制一級自動車整備科の学生が各試験に合格し、自動車整備士一種養成施設指定基準の履修時間数（1,800時間）を満たした場合、その課程の修了証書を授与する。

(3) 一級自動車整備科2年及び二級自動車整備科の学生が各試験に合格し、自動車整備士一種養成施設指定基準の履修時間数（1,800時間）を満たした場合、二級の課程の修了証書を授与する。

(4) 総合車体整備科の学生が各試験に合格し、自動車整備士一種養成施設指定基準の履修時間数（900時間）を満たした場合、その課程の修了証書を授与する。

(5) カスタムボディ科又は自動車車体整備科の学生が各試験に合格し、自動車整備士一種養成施設指定基準の履修時間数（900時間）を満たした場合、その課程の修了証書を授与する。

7. 追試験実施

- (1) 正当な理由で試験に欠席したものは、校長の承認を得て試験を受けることができる。
- (2) 事由
 - (イ) 医師の診断書の提出。
 - (ロ) 肉親の不幸、重病
 - (ハ) 天災又は交通機関の不通。
- (3) 手続き
 - (イ) 受験手続きは、担任・主任等を通し副校長又は校長の許可を得て手続きをする。
 - (ロ) 許可を得た後、受験料を添え願書を提出し受験する。
- (4) 試験評価
その評価の最高は「4」とする。

8. 再試験の実施

- (1) 各試験の評価が不認定となった場合、校長の承認をうけ再試験を受けることができる。
- (2) 再試験手続きは、追試験に準ずる。
- (3) 再試験の評価は、評価基準とは別にすべて「2」とする。

9. 特別試験の実施

- (1) 各再試験の評価が不認定となった場合、本人の願い出により校長の承認をうけ、規定の補習授業終了後特別試験を受けることができる。
- (2) 補習授業は1科目当たり3時間以上とする。
- (3) 特別試験手続きは、再試験に準ずる。
- (4) 特別試験の評価は、評価基準とは別にすべて「2」とする。